



埼玉県報

第503号
令和6年(2024年)
4月2日
火曜日

目次

告示

- 建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分（建設管理課）
- 測量法に基づく基本測量の実施（用地課）
- 幸手都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- 警察官用防寒服Ⅱ種（インナー脱着式）の製造請負（単価契約）に関する入札公告（会計課）
- 特定計量器定期検査（集合検査）（計量検定所）
- 特定計量器定期検査（指定定期検査機関の巡回検査）（計量検定所）
- 県道菅谷寄居線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県道佐野行田線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道佐野行田線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 県道越谷流山線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）

雑報

- 埼玉県議会議長・副議長選挙（議会・秘書課）

告 示

埼玉県告示第三百四十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和六年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和六年三月二十六日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

有限会社エーエムピーシステム

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県さいたま市北区别所町二十五番地五

ハ 代表者の氏名

中村 明教

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―五）第六三〇六五号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業の全て

ロ 停止を命ずる期間

令和六年四月十日から同年四月二十四日までの十五日間

四 処分の原因となった事実

有限会社エーエムピーシステムは、請け負った複数の電気通信工事に関し、事業年度終了報告書で添付した工事経歴書には、すでに退職した技術者を引き続き主任技術者として提出したが、資格要件を満たす主任技術者を配置していなかったことは、建設業法第二十六条第一項に違反し、同法第二十八条第一項第二号に該当する。

告 示

埼玉県告示第三百四十六号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量 電子国土基本図（地図情報）修正

二 作業地域

埼玉県全域

三 作業期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第三百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

宮代町

二 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画道路事業三・四・五十八号 春日部久喜線

三 事業施行期間

令和六年四月二日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県南埼玉郡宮代町字東地内

ロ 使用の部分

埼玉県南埼玉郡宮代町字東地内

告 示

埼玉県告示第三百四十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年四月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

警察官用防寒服Ⅱ種（インナー脱着式）の製造請負（単価契約） 2,700着

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局装備課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（見積もった契約単価に執行予定数量を乗じて得た金額）の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 仕様書に記載の必要書類、生地見本及び製品見本を、令和6年5月10日（金）午後3時までに次の場所に郵送又は持参により提出し、当該物品を製造することができるかと認められた者であること。

〒331-0065 埼玉県さいたま市西区大字二ツ宮883番地 埼玉県警察本部総務部財務局装備課被服係 電話048-832-0110 内線704-322

- (6) 納入する物品の製造・検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより埼玉県警察職員の立会検査に応じられる者であること。
- (7) 納入する物品に関するアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書（規格仕様書を除く。）の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 二瓶 電話048-832-0110 内線2248

- (2) 入札説明書及び仕様書（規格仕様書を除く。）の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 規格仕様書の交付方法及び問合せ先

上記2(5)の場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年5月16日（木）午前11時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年5月15日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年5月16日（木）午前11時20分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

- (5) 開札の場所及び日時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年5月10日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 6 年 4 月 5 日 (金) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Manufacturing contract (unit price contract) of police officers' cold weather gear with removable liner Type II <2,700 jackets>
- (2) Time - limit for tender: By electronic tender system; 11:20 a.m. May 16, 2024 By mail; 5:00 p.m. May 15, 2024 In person; 11:20 a.m. May 16, 2024
- (3) Contact information for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2248

告 示

埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和六年四月二日

埼玉県計量検定所長 浜 雅 俊

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区 域	期 日	時 間	場 所
越 生 町	令和六年五月二十九日 及び同月三十日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	いるま野農業協同 組合越生支店駐車 場
戸 田 市	令和六年六月四日及び 同月五日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	戸田市役所南側駐 車場
蕨 市	令和六年六月六日及び 同月七日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	蕨市民会館駐車場
鳩 山 町	令和六年六月十日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	鳩山町役場北側 （屋根付き）駐車 場
ときがわ町	令和六年六月十一日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	ときがわ町体育セ ンター（せせらぎ ホール）駐車場

日高市	東秩父村			飯能市	嵐山町	毛呂山町	滑川町	小川町	
令和六年七月二日	令和六年七月一日	令和六年六月二十六日から同月二十八日まで	令和六年六月二十五日	令和六年六月二十四日	令和六年六月十九日	令和六年六月十八日	令和六年六月十七日	令和六年六月十三日及び同月十四日	
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午後一時から三時まで	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	
日高市役所車庫倉庫棟	東秩父村役場前駐車場	飯能市役所駐車場	吾野地区行政センター駐車場	原市場地区行政センター駐車場	名栗地区行政センター駐車場	嵐山町ふれあい交流センター駐車場	毛呂山町役場来客駐車場	滑川町コミュニティセンター駐車場	小川町役場北側公用車駐車場

吉見町	令和六年七月三日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	吉見町役場北側駐 車場
川島町	令和六年七月四日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	川島町コミュニテ ィセンター前駐車 場
三芳町	令和六年七月八日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	三芳町役場庁舎第 一駐車場（西側）
入間市	令和六年七月九日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	藤沢地区センター 駐車場
	令和六年七月十日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	西部地区センター 駐車場
	令和六年七月十一日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	宮寺・二本木地区 センター駐車場
	令和六年七月十二日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	東金子地区センタ ー駐車場
	令和六年七月十六日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	旧入間市市民会館 駐車場
	令和六年七月十七日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	入間市農村環境改 善センター駐車場

		東松山市		坂戸市	鶴ヶ島市
令和六年八月八日	令和六年八月七日	令和六年八月五日及び 同月六日	令和六年七月二十二日 から同月二十四日まで	令和六年七月十八日	
午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午後一時から三時 まで	午前十時から正午 まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで
大岡市民活動セン ター駐車場	唐子市民活動セン ター駐車場	野本市民活動セン ター駐車場	松山市民活動セン ター駐車場	坂戸市文化会館大 駐車場	鶴ヶ島市役所来庁 者駐車場一画

告 示

埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和六年四月二日

埼玉県計量検定所長 浜 雅 俊

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びびょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
越 生 町	令和六年五月二十九日から八月二十八日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を含む。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
戸 田 市	令和六年六月四日から九月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
蕨 市	令和六年六月六日から九月五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
鳩 山 町	令和六年六月十日から九月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
ときがわ町	令和六年六月十一日から九月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

東松山市	坂戸市	鶴ヶ島市	入間市	三芳町
令和六年八月五日から十一月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和六年七月二十二日から十月二十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和六年七月十八日から十月十七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和六年七月九日から十月八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和六年七月八日から十月七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同	同	同	同	同

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年四月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年四月二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

<p>路 線 名</p>	<p>菅谷寄居線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡小川町大字中爪字北原 七六〇番一地先から 同郡同町大字中爪字東稲岡八 七八番三地先まで（ただし、関 係図面に表示する部分に限 る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和六年四月二日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十八年五月三十一 日付け埼玉県東松山県土 整備事務所長告示第八号 で告示した道路予定区域の 一部供用開始である。延長 一五一・〇〇メートル。</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年四月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年四月二日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 佐野行田線
- 三 道路の区域

旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
羽生市大字上新郷字別所七〇九四 番三地从から 同市大字上新郷字別所七一五〇番 一地先まで			区 間
九・〇〇〇 〽 九・二二二	七・〇〇〇 〽 一〇・〇〇〇	八・〇〇〇 〽 一四・七八	敷地の幅員 (メートル)
二七六・九六	二五四・八五	二五三・一六	延 長 (メートル)
			備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年四月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年四月二日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村正則

路線名	県道佐野行田線
供用開始の区間	羽生市大字上新郷字別所七〇九四番三 地先から 同市大字上新郷字別所七一五〇番一 地先 まで
供用開始の期日	令和六年四月二日
備考	令和六年四月二日付け埼玉県行田県土整備事務所長 告示第十四号で告示した道路予定区域の供用開始で ある。延長二五四・八五メートル

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年四月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年四月二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
<p>越谷市大成町七丁目一九六番一地先から 吉川市大字吉川字屋敷付一五一六番五地先まで</p>		<p>越谷市大成町七丁目二二九番一地先から 同市東町二丁目一二九番一地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>二三・八〇〇 二七・三三</p>	<p>二三・八〇〇 四六・五五</p>	<p>八・二〇〇 二二・一五</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一、〇八六・七七</p>		<p>八三九・三五</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
<p>理する。</p>		<p>備考</p> <p>旧Aの一部は越谷市に引き継ぎ、残区間は県道平方東京線として管理する。旧Bの一部は吉川市に引き継ぎ、残区間は引き続き県道越谷流山線として管理する。</p>	

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和六年四月二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 高 頭 秀 和

第一号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和六年四月二 日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字嘉美字八幡太神西北五 百一番一、五百一番五	指定に係る道路の位置
四十九・四二	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

雑報

議長選挙

立石 泰広 議長は、三月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長 齊藤 邦明

岡田 静佳 副議長は、三月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長 松澤 正